

## 小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和5年3月29日(火) 午前10時00分～午前11時10分

場所 小田原市役所 3階 全員協議会室

2 出席者氏名

1番委員 柳 下 正 祐 (教育長)

2番委員 益 田 麻衣子 (教育長職務代理者)

3番委員 井 上 孝 男

5番委員 秋 元 美 里

3 説明員等氏名

教 育 部 長 飯 田 義 一

文 化 部 長 鈴 木 裕 一

教育部副部長 栢 沼 教 勝

文化部副部長 小 澤 寛 之

教育総務課長 岡 田 夏 十

学校安全課長 内 田 文 明

教育指導課長 中 山 晋

教職員担当課長 大須賀 剛

文化財課長 湯 浅 浩

教育指導課指導主事 鈴 木 孝 宗

教育指導課指導主事 園 山 隆 志

教育指導課指導主事 柳 下 仁 志

教育総務課副課長 濱 野 光 利

教育総務課副課長 石 井 浩

教育総務課副課長 加 藤 和 永

文化財課副課長 長谷川 和 之

(事務局)

教育総務課主査 三 浦 慶太郎

4 議事日程

日程第1 議案第8号 小田原市指定重要文化財の指定について (文化財課)

日程第2 議案第9号 史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について  
(文化財課)

日程第3 議案第10号 小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について  
(教育総務課)

日程第4 議案第11号 小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則について  
(教育総務課)

日程第5 議案第12号 組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則  
について (教育部・文化部)

- 日程第6 議案第13号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について  
(教育指導課)
- 日程第7 議案第14号 小田原市いじめ防止対策調査会委員の解嘱について  
(教育総務課)
- 日程第8 議案第15号 小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の解嘱及び委嘱  
について (教育総務課)
- 日程第9 議案第16号 小田原市の教職員の働き方改革に関する指針の改訂について  
(教育指導課)
- 日程第10 議案第17号 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正  
する規則について (教育総務課)
- 日程第11 議案第18号 社会教育主事の任命について (教育総務課)
- 6 報告事項
- (1) 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の小田原市の結果について(教育指導課)

## 7 議事等の概要

### (1) 教育長開会宣言

**○柳下教育長** 本日の出席者は4人で定足数に達しております。

### (2) 2月定例会議事録の承認

(3) 議事録署名委員の決定…2番 益田委員、3番 井上委員に決定

---

**○柳下教育長** ここで、本日の日程についてお諮りいたします。

ここで、本日の日程についてお諮りいたします。

本日の日程に「議案第17号 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則」及び「議案第18号 社会教育主事の任命について」を追加し、議題としたいと思っております。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○柳下教育長** 御異議もないようですので、ただいまの件を日程に追加することといたします。

---

(4) 日程第1 議案第8号 小田原市指定重要文化財の指定について (文化財課)

**○文化財課長** それでは、私から御説明させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。1枚おめくりください。教育委員会からの諮問に基づき、令和5年2月15日に開催された「令和4年度第3回小田原市文化財保護委員会」において、指定物件の表にある2件について審議をいたしました。

その結果、次のページのとおり、「市の指定重要文化財に指定することが適当である」旨の答申を受けましたので、文化財の指定について議決を求めるものです。

それでは、2件の概要につきまして御説明いたします。次のページを御覧ください。右上に「調書①」と入った資料です。これ以降、それぞれの文化財に関する調書と写真を添付しています。

1件目の「絹本着色 十王二使者図」は久野の総世寺に所蔵されている絵画で、現状は軸装されております。

「員数」は12幅で、十王二使者がそれぞれ1幅ずつ描かれています。

「時代」は中国の明時代、14世紀の制作と考えられます。

次に、「内容」と裏面の「由緒・沿革等」を併せて御説明します。

この絵の画題である十王信仰は中国の民間信仰に基づき唐の時代に成立したもので、宋から元の時代に盛んに制作され、一部が我が国にもたらされました。

総世寺への伝来の経緯は不明ですが、室町から江戸時代にわたる大森、北条、稲葉、大久保などの歴代領主より寄進された可能性があると考えられ、市内の仏画の中でも古い例に属することから貴重な作品であると評価できます。

資料写真が小さく分かりづらくて恐縮ですが、保存状態は概ね良好です。

県内では、神奈川県立博物館が所蔵する国指定重要文化財「十王図」（南宋～元時代・13世紀）が有名ですが、これと図像が共通することもあり、やや制作年代が下るものの研究資料としても重要な位置を占めると考えられます。

次に、資料右上に「調書②」と入ったページを御覧ください。2件目は「僧正亮そうじょうりょう恵本末契状」でございます。かっこで寶金剛寺文書の内と記載したとおり、国府津の寶金剛寺が所蔵する「寶金剛寺文書」は、昭和51年に市の指定を受けていますが、本来であればその際、一連の文書として含まれるはずだったものが発見されましたので、このたび追加指定するものです。

「時代」は文書自体に記載があるとおり、弘治3年(1557年)11月21日です。同日付けの僧正亮恵印信が既に指定されており、この印信と紙の材質や筆致が既に指定を受けたものと同一であると判断されました。

文書は、宝菩提院ほうぼだいいん（京都にある真言宗寺院）の僧亮りょうけい 恵から寶金剛寺の栄伝に発給されたものと考えられ、その内容は、「宝菩提院の末寺として約束を取り交わしている間は、必ず上洛の上、法を受けるよう」指示したものです。

寶金剛寺文書は、仏教界において師弟の間で大法や秘法が伝授され法灯を伝えていく場合の授受に関する印信をはじめ、小田原北条氏の印判状など戦国期の資料があり、戦国時代の小田原を知る上でも貴重な資料であると評価されています。

以上で説明を終わります。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(5) 日程第2 議案第9号 史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について

(文化財課)

**○文化財課長** それでは、私から御説明させていただきます。

お手元の資料「史跡小田原城跡調査・整備委員会委員候補者名簿」を御覧下さい。

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員につきましては、史跡小田原城跡調査・整備委員会規則により任期は2年と定められており、令和5年3月31日をもちましてこの任期が満了いたします。

委嘱にあたりましては、同規則第3条により(1)学識経験者、(2)小田原市文化財保護委員会の委員、(3)そのほか教育委員会が必要と認める者のうちから委嘱することとなっております。

史跡の調査や城跡の整備等は専門性が高く、現委員の皆様は、高い専門性をもった学識経験者の方ばかりでございます。

しかし、このたび田中哲雄委員から御高齢を理由に退任の意向が示されました。

後任につきましては、裏面の「史跡小田原城跡調査・整備委員会委員新任候補者名簿」を御覧ください。

宮里学氏は、昭和44年生まれ。考古学が専門でございまして、山梨県埋蔵文化財センターで調査研究課長をされており、国史跡甲府城跡の整備に長年に渡り携わっておられます。また、全国の城跡の石垣整備に精通をされておられる方です。

本市においては、平成15年度から平成20年度にかけて行われた史跡小田原城跡馬出門整備事業の際に、史跡小田原城跡石垣専門部会の部会員として、馬出門の石垣整備に携わっていただいております。

残る委員10名については再任し、引き続きお願いしたいと考えております。

以上、名簿にある各氏におかれましては、いずれも史跡小田原城跡調査・整備委員会委員として、適任と思われますので、委嘱いたしたく提案するものです。説明は以上です。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

**○柳下教育長** 以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係者以外退席)

---

(6) 日程第3 議案第10号 小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

**○教育総務課長** それでは私から御説明いたします。議案書をおめくりいただき、2ページの議案説明資料を御覧ください。

はじめに、改正理由ですが、個人情報保護制度が個人情報の保護に関する法律に基づく制度に移行することに伴う所要の整備を行うため改正するものです。

内容といたしましては、第2条第1項第23号中、「小田原市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う規定の整備を行うとともに、第4条第1項第3号中に新たに「担当監」の職名を追加するものです。

2ページの最後にございますとおり、この規則は、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わりにさせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(7) 日程第4 議案第11号 小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則について  
(教育総務課)

**○教育総務課長** お手元の議案書の2ページの議案説明資料を御覧ください。

はじめに、改正理由ですが、文書管理システムの導入に伴う所要の整備を行うため改正するものです。

次に内容を御覧ください。1として、令和5年3月1日から本番運用を開始している文書管理システムですが、その導入に伴い、公印の押印を省略することができる文書の範囲を拡大するものでございます。改正後につきましては、(1) 許可、認可等の処分に関する文書、(2) 公印の押印をする必要がある文書として、教育総務課長が定める文書これら以外の文書につきまして、押印を省略することができるように変更するものでございます。

2として、文書の管理の事務について、文書管理システムを使用して行うことができる場合は、当該システムにより行うこととし、この規則により作成することとされている帳票については、当該帳票に記載すべき事項を記録した電子的記録も作成をもって、当該帳票とみなすこととするよう定めるものです。

2ページの最後にございますとおり、この規則は、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わりにさせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

---

(8) 日程第5 議案第12号 組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則  
について (教育総務課)

**○教育総務課長** それでは御説明申し上げます。お手元の議案書の4ページの議案説明資料を御覧ください。

はじめに、制定理由ですが、組織機構の再編整備等に伴い、小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則ほか4件の規則について、所要の整備を行うため制定するものでございます。

次に、内容の1を御覧ください。令和5年度の教育委員会事務局の組織及び事務分掌について、主な改正内容を御説明いたします。

地域と連携した学校運営を進めるため、「教育指導課指導係」が所掌する関係事務を、「教育総務課放課後子ども係」に移管するとともに、「地域教育推進係」に名称変更いたしました。また、新しい学校づくり事業が本格化することを踏まえ、学校施設の総合的な維持管理を進めるため、「学校安全課学校施設係」を教育総務課に移管したことに伴い、「学校安全課」から「保健給食課」に名称変更しております。

更に、教育指導課について、効率的な体制を整えるため、「教育指導課学事係」と「教職員係」を統合し、「学事・教職員係」に名称変更したことに伴い、関係規則の所要の整備を行っております。5ページを御覧ください。ここに掲げる(1)から(3)までの規則につきましても、市長部局も含みまして組織機構の変更に伴う所要の規定の整備を行うとともに、教諭、栄養士及び汽缶士の職を廃止するため、関係規則の一部改正を行うものです。

この規則は、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わりにさせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(9) 日程第6 議案第13号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について  
(教育総務課)

**○教育指導課長** それでは、私から御説明申し上げます。2ページの議案説明資料を御覧ください。

このたびの規則改正につきましては、同規則第9条に規定する「児童生徒等を市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に就学させることについての届出」を行う際の様式第6号「区域外就学等届」につきまして、対象となる児童生徒等の生年月日及び指定を受けた就学すべき学校を届出事項に追加し、本人確認の正確性を向上させるとともに、保護者の電話番号を追加し、事務処理の円滑化を図るため、行おうとするものでございます。

適用は、令和5年4月1日でございます。

なお、3ページ・4ページに新旧対象条文を添付してございますので、御確認いただければと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(10) 日程第7 議案第14号 小田原市いじめ防止対策調査会委員の解嘱について

(教育総務課)

**○教育総務課長** それでは、御説明いたします。お手元の議案書を御覧ください。

本調査会の委員につきましては、小田原市いじめ防止対策調査会規則第3条の規定により、医師、弁護士、臨床心理士、及び教育委員会が必要と認める者のうちから委嘱し、定数は5名以内となっております。

芦田正博委員につきましては、本人からの申し出により令和5年3月31日をもって解嘱するものですが、調査会の開催には支障ございません。

なお、参考資料として本市いじめ防止対策調査会委員の一覧を添付しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(11) 日程第8 議案第15号 小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の解嘱及び委嘱について

(教育総務課)

**○教育総務課長** それでは、御説明いたします。お手元の議案書を御覧ください。

本委員会の委員につきましては、「小田原市新しい学校づくり検討委員会規則」第3条に規定する選出区分に従い、学識経験者、住民組織の役員、児童及び生徒の保護者等を代表する者、市立小学校及び市立中学校の校長及び公募市民等の中から委嘱することとなっておりますが、市立小学校及び市立中学校の校長として委嘱しておりました、菴原 晃委員及び稲毛 真弓委員につきましては、令和5年3月31日をもって委員を退かれることとなりました。その後任として、小田原市校長会から、国府津小学校の浜口 勝己校長と、白山中学校の村上 晃一校長を御推薦いただきましたので、委嘱いたしたく提案するものです。

なお、参考資料として本市新しい学校づくり検討委員会委員の一覧を添付しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(12) 日程第9 議案第16号 小田原市の教職員の働き方改革に関する指針の改訂

について

(教育指導課)

**○教職員担当課長** それでは、私から御説明申しあげます。小田原市の教職員の働き方改革に関する指針につきましては、令和2年3月に策定してからこの3月で3年が経過します。この間、新型コロナウイルスの感染拡大やGIGAスクール構想によるICTの活用等、身のまわりの環境が変化し、教職員の働き方についても大きく変わってきています。今回の改訂は、この3年の間に実施した教育委員会の取組や学校の取組事例を中心に加除修正等を行いました。ここでは、内容の変更点を中心に御説明申し上げます。

お配りした指針(案)と新旧対照表に沿って、御説明いたします。

それぞれの1ページをお開きください。

まず、本指針策定の背景や目的については、文部科学省の「学校における働き方改革について」の背景や目的に関する文言を参照しながら、現在の取組状況に合わせて、変更しました。一つ例を出しますと、改訂前の指針では、「スクール・サポート・スタッフの導入に向けた取組を進めます。」と言ったところがありますが、令和2年度から全校配置が続いておりますので、文言は削除となっております。

次に、(案)の2ページを御覧ください。「Ⅱ 教職員の働き方をめぐる状況とこれまでの取組」につきましては、○の5つ目に、令和3年10月から導入した在校等時間管理システムについて記載しております。システムいわゆるICカードを使ったタイムカード等によるものですが、このシステムを導入したことにより教職員の在校等時間の正確な把握に努めております。

続きまして、(案)の3・4ページと、指針の補足説明資料としての別添資料2を御覧ください。

「Ⅳ 働き方改革の目標」については、県の指針にならい、これまで3点掲げていました。別添資料にありますとおり、本来であれば各目標における評価を出し、指針の改訂に伴い、新しい基準を設定していくところですが、新型コロナウイルス感染症の影響や年度の推移を比較できない状況となっております。

具体的な例として、資料2の1ページの中ほどに別表として在校等時間管理システムで集計した結果を記しています。先ほど申し上げましたとおり、令和3年10月から在校等時間管理システムが導入されていますので、計測方法がまず変更になっているといったところがありまして、単純に年度比較できるのは、この表だけで見ると、10月11月12月は同じシステムで、同じ条件で比較ができるのですが、それ以前は計測方法が異なります。またコロナ禍にあり教職員も特別休暇ですとか在宅勤務等も多々あったことから、単純比較はしづらいと言ったところがあります。

従いまして、目標設定については、現在の目標から変更せず継続したいと考えています。なお、年次休暇の目標に学校閉庁日に関する目標を追加しております。



次に、指針4ページ中ほどから8ページにかけて、「V 各学校に向けた小田原市教育委員会の働き方改革の取組」について記載しています。この3年の間に実施してきた取組として、ICTの活用があります。

具体的には4ページ下の「1. 個別業務の役割分担及び適正化について」の○の3つ目の文の中に、教職員の出張の負担を軽減するため、積極的にリモートでの会議・研修を取り入れることを追記しました。また、7ページ下段の「7. その他（施設・環境等）について」の○の3つ目に、連絡通信システム（さくら連絡網）の活用についても現在取り組んでおりますので、追記しております。戻りまして、5ページ下段の「3. 教職員の意識改革について」の○の4つ目に、令和5年10月予定の校務支援システムの更新にあたり、ポップアップメッセージの表示が追加されることとなりますので、その辺りの記載も追記したところで

す。今ICTの活用について申し上げましたが、それ以外にも、5ページの上段、「1. 個別業務の役割分担及び適正化について」の○の7つ目に、令和3年度から実施しています給食費の公会計化についても記載しております。それから同じく5ページの下段、「4. 学校を支える人員体制について」の○の1つ目に小田原市では国より1年前倒しで、段階的に小学校35人学級を推進しておりますが、この辺りに伴う少人数指導スタッフの配置を追記しております。

最後になりますが、9ページ以降には各学校の主な取組を紹介しています。学校もこの3年の間に様々な取組を行っているということです。今後も、小田原市立学校教職員衛生委員会の取組を中心に、各校での好事例などを紹介し、共有しながら小田原市全体の働き方改革を推進してまいりたいと考えております。

なお、本指針は令和5年4月からの運用を予定しています。これで説明は終わります。

(質疑・意見)

**○井上委員** 11ページですけども、部活動地域指導者、部活動指導員の配置というところに関して、指導員増員の方向で検討を行っていますということが書かれていますが、各中学校でこういう必要性というか要望が出ているのか、それとも、環境を整えるためにそういう方向で考えているのかという点を伺います。

それから、その下にNO部活デイを実施している学校もあるとなっておりますが、現在の市内中学校でNO部活デイの状況はどのような状況にあるのかということをお願いします。

**○教育指導課指導主事** 1点目の部活動指導員の各学校からの希望についての部分ですが、各学校からの希望というよりは、まず指導体制を整えるという意味で部活動指導員の増員を考えています。

**○教育指導課指導主事** 2点目のNO部活デイにつきましては、この部活動の方針に掲げる休養日を遵守し、教職員の意識を高めるために実施している学校があると聞いています。

**○井上委員** 今部活動の先生方の担当も負担を軽くするという、それから部活をお休みさせるというような流れに持っていつているという状況だと思うと、そういう方向に積極的に進めているような様子とは少し思えないのですが、これからその辺りのところは、どういうふうに指導していかれようとしているのでしょうか。

**○教育指導課指導主事** 御指摘ありがとうございます。部活動の実施運用については、部活動の運営方針を定めておりますので、これに則り部活動運営がなされています。このNO部活動デイというのは、恐らく各学校全部の部活を一斉になしにしようというような取組かと思っておりますので、井上委員が御指摘いただいた部活動を適正運用していく、その働き方改革をというようなどころでは、運営方針に則った運営が実際には今現状行われておりますので、それに反したものではありませんと認識しております。

**○益田委員** 時間短縮等や閉庁日を設けたりするのはいいのですが、ただ勤務時間が少なくなるってことは、業務をする時間が少なくなって、業務が同じだと余計大変なことになると思っておりますので、デジタル等々を活用しながら適正に減らせるところは目指すなどの努力をして、現場の先生の声をちゃんと聞きながら進めていってほしいなと思っております。

**○教職員担当課長** 御指摘については、本当にごもつともだなと思いつながら伺いました。特に1点目につきましては、もう月の残業時間が45時間だからとか、そういう縛りはどの管理職も求めておりません。今はタイムカードが入りましたので、正しい数値を見ておりますけれども、まずは年間として4月、5月、6月は1番多忙な時期ですので、そういった中で、正しい数値を見ながら、どういったところが改善できるのか、もしくは削減できるのかといったところも含めて見ていく必要があるなと思っております。

**○秋元委員** 私も2点ございまして、益田委員と同じで、業務を効率化しないと、そもそも働き方改革を無理やり推進させようとしても、やっぱり現場の方々が一番困ってしまうところがあるところだと感じました。

あとは、それをITなどを駆使して、さくら連絡網などを私も使っていますが、朝の連絡を先生に直接するのではなくて、連絡網でチャットやメールのようにやり取りするのは、非常に効率的だなと思いつますが、そこと今紙ベースがちょうど混ざり合つて、私としてはさくら連絡網に全て来れば見落とすことないんですけど、紙でも来るので、紙のベースのものとの差がわからないのですが、さくら連絡網の目的は何なのか、紙で来るものは何が目的なのかというところが今一つわかってないので、そこをどうやって最終的に統合していくのかという点について、質問させていただければと思いつました。

**○教職員担当課長** 業務の効率化というところについては、今回働き方改革というところを切り口に横断的に見ているので、全て教育委員会の全部署で意識していくことなのかなと思っております。その中で、例えば効率化という中では、例えば文科省も含め、市からのいろいろな調査をしますけれども、そういう調査の削減ですとかも必要ですし、そうしたところを教育委員会としては意識していく必要があると考えています。

その中で今さくら連絡網の話がありましたが、今現在学校のヒアリングをする中で、やはり子どもが目にした方がよいもの、例えば時間割ですとか、そういったものは紙媒体で配つて、子どもと共有した方がよいと思っております。またデータで配信する場合は当然そこにフィル

ターが入ります。学校には本当に様々な団体様から、これを配ってほしいといういろいろなものが入ってきますので、これを全てデータで配信するとなると、学校でも悩んでいるところもあるかなと思います。その辺は今後教育委員会でも協議していくことも必要だと思っています。

それから、一人ひとりというところに目を向けた時に、どうしてもスマホ持っていらっしやらない、登録できていないご家庭も当然ありますので、そこへ絶対に目を向けるべきだと思っています。そういったところも見ながら行っていくことになるものと考えております。

**○秋元委員** 本当にそう思います。紙だとやっぱり紛失することがあったりとか、そこをこれからの課題として、まだまだ携帯電話を持っていない方々もいらっしやるとは思いますが、そこに合わせにいくと、そもそも持っている方がパーセンテージ的には大きいので、うまい落としどころを見つけていただきたいなと思います。

**○教職員担当課長** 本当におっしゃる通りです。合わせてヒアリングしている中で見えてきている声として、さくら連絡網に学校からのお知らせだけではない、いろんな情報が入ってきますので、何が優先順位なのかは見えないといったところがあります。本当に重要な情報が見落とされてしまうようなところも、やはり見ていかないといけないのかなと思っています。

**○益田委員** スクール・サポート・スタッフの件で聞きたいのですが、現在全校に配置されているのかということと、その募集はどこでやっているのか。教育委員会でやっているのか、その辺のところと、うまく行動がなされたのかどうかという現場感についてお聞きしたいです。

**○教育指導課指導主事** スクール・サポート・スタッフについては、全校に配置がなされております。その運用につきましては、各学校によって様々であり、学校教職員衛生委員会では、その運用の仕方が様々でありまして、課題として捉えているという声は聞いております。

従って、教育委員会としましては、学校からいただいた好事例を紹介して、効果的にスクール・サポート・スタッフを活用していくために、学校に周知を図っているところです。

**○益田委員** おそらくスクール・サポート・スタッフについては学校で募集していると思います。学校からは意外と人を見つけるのが大変だという話もあります。

またスクール・サポート・スタッフの運営についても、学校で考えるとなると、そこでまた業務が増えてしまうことになるので、良くないと思いますので、進めてきた中での運営のポイントなどをまとめて、改善し、より良いものにしてほしいと思います。

**○教育指導課指導主事** 御指摘ありがとうございます。学校からはスクール・サポート・スタッフがいて助かるという声を聞いております。来年度も今年度よりは時間数としては増ということで、学校に配置していく予定です。

先ほど各学校で人を探しているという話がありました。学校を理解してくださっている方を優先的にお願いしているところですが、それでもまだ人がいないという声も教育委員会に

も届きますので、その場合はこちらから御紹介させていただいているところもありますので、御承知おきください。

**○柳下教育長** 他にはよろしいでしょうか。

**○井上委員** 教職員の働き方改革ということで残業を減らそうということが大きな部分だと思うのですが、やっぱり熱心な先生だとか、真面目な先生というか、そういう仕事に前向きな先生は、自分からどんどん取り組んでいくと、やっぱり仕事の時間が長くなっていくのだろうと思います。

子供たちと向き合う時間も丁寧に長くすれば、やるべき仕事も後回しになるから、その辺のところも多くなってくると、この辺のところの解決が非常に難しいのだろうと思うのですが、やっぱり思い切ったことをやっていかないと、この辺のところを解決するのは難しいと思います。先生方の意識を変えていくというために、周りから色々な御提案もされているのだろうと思いますけども、1つは意識改革ということよりも、民間でもよくやっているのですが、もう強制的に1週間に1回は何時以降は学校に残ってはいけないというように周りで強制的に決めてあげるといふか、そういうような形で仕事をしちゃいけないってのは変ですけど、残業はせずに帰らなさいというような形で保護者の理解も含めてですね。そのような形を作っていかないと、やはり難しいという感じがします。そこで、1週間に1回、3時間、4時間の残業の時間数を減らせれば、1ヶ月でどのぐらい減らせるのかということも出てくるし、ただ、それが他の日にシワ寄せが行くようでは何にもならないと思うのですが、その辺のところを考えていただくのがいいのかなというのが1点です。

それから、残業で増えている部分は、個人によって違うと思います。例えば授業準備、教材作り、それから部活の対応だとか、それから資料だとか報告業務だとか色々業務があると思うのですが、どの辺の残業が増えているのか、その中身は承知をしているのでしょうか。わかったら教えてほしいと思います。

**○教職員担当課長** 2点ございました。まず、1点目の強制的に業務をとるところについては、今までずっと各学校の中の切り口の1つとして、やはり語られていて、小田原市の場合、今現在は端末上で自宅でも学校と同じ画面が開くというシステムを使っていますので、その結果、熱心な方々は、それを自宅でやることもできますようなこともあります。今委員から御指摘いただいた視点は、やはり1つの視点としては非常に重要なので、今後も落とすことなく協議していく切り口の1つかなと思っています。ただ働き方改革の肝はやはり効率化ということもありますし、子供と向き合う時間をより充実させていこうということもありますので、様々な声を聞きながら今後も引き続きやっていく必要があるかなと思っています。

2点目の残業の内訳については、主に国の実態調査があり、内訳は把握していますので、そういったところも加味しながら、今井上委員がおっしゃっていたようなところと、保護者の対応が非常に大きく増えているところがございます。例えば今までだったら連絡しなかったところも、今コロナで何日お休みしたらご自宅に行くですとか、いじめ基本方針ができて以降の対応ですとか、そういったところからスクールロイヤーの話も以前出ていたかと思いますが、そういったところがウエイトとしては増えてきているかなと思います。そういう意

味では、今後目標を設定する中では、内訳のどこを削減できるのか、どこを削減してはいけないのか、そんなところも含めて見ていく必要はあるなと思っています。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(13) 日程第 10 議案第 17 号 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

**○教育総務課長** それでは御説明申し上げます。お手元の議案書の 2 ページの議案説明資料を御覧ください。

令和 5 年度より、新たに小田原市立白山中学校、小田原市立鴨宮中学校及び小田原市立城北中学校へ学校運営協議会を設置することに伴い、規則の一部を改正するものです。

なお、小田原市学校運営協議会の設置に際しては、小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条により、あらかじめ、当該協議会を設置しようとする学校の校長の意見を聴くこととなっておりますが、それぞれの中学校長からの設置依頼については、4 ページ以降の資料に添付しておりますので、御参照ください。

資料の 2 ページの最後にございますとおり、この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上で説明を終わりにさせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(14) 日程第 11 議案第 18 号 社会教育主事の任命について (教育総務課)

**○教育総務課長** それでは御説明申し上げます。議案書をおめくりいただき、資料を御覧ください。

来る 3 月 31 日付け人事異動に伴い、令和 5 年 4 月 1 日付けで社会教育主事を 4 名任命するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

---

(15) 報告事項 (1) 令和 4 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の小田原市の結果について (教育指導課)

**教育指導課長** それでは御説明申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

はじめに調査の概要を説明いたします。まずは、調査の目的です。

1点目は、国が、子どもの体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。

2点目は、教育委員会及び学校が、子どもの体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、子どもの体力・運動能力の向上に関する継続的な検証 改善サイクルを確立すること。

3点目は、各学校が各児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てること。以上の3点が目的となっています。調査対象は小学校5年生と中学校2年生です。

調査事項については実技調査として「新体力テスト」と呼ばれる8種目を実施し、質問紙調査として、児童生徒対象のアンケート調査と、学校対象のアンケート調査を実施しました。調査期間は令和4年4月～令和4年7月です。

それでは、小中学校それぞれの結果について報告いたします。

資料1 ページ目の下の部分を御覧ください。5（1）体力合計点の平均値の経年比較となります。2 ページ上部の分析とあわせて御覧ください。

小田原市の子どもたちの体力合計点については、小学5年生では全国平均を下回り、令和3年度の記録と比較しても下回る結果となっています。これは、テレビやゲーム機、スマートフォン等の画面の視聴時間、いわゆるスクリーンタイムの増加が一因となっていると推察され、全国と同様の傾向が伺えます。一方で、中学2年生の男子では、全国平均及び令和3年度の記録を上回る結果となりました。また、中学2年女子も令和3年度の記録を上回る結果となりました。中学2年生の体力合計点の向上はコロナ禍における運動部活動等の活動制限が緩和され、運動する機会が少しずつ確保されたことが要因だと考えられます。しかし、令和元年度以前の体力合計点と比べると、依然、低い数値となっていますので、引き続き運動機会の確保に努める必要があります。

次に、2 ページ（2）判定分布の経年比較となります。判定基準は、各種目10点満点の合計を、AからEの5段階で判定しており、D・E判定の割合は全国平均と比べ、多い結果となりました。本市では、D・E判定の合計が20%以下になることを目標にしています。今後は休み時間等を活用したさらなる運動機会の確保に努めるとともに、体育の授業の工夫や運動部活動における練習内容等の充実が必要であると考えます。

次に、3 ページ（3）種目ごとの平均値について報告いたします。数値にアンダーラインをしている種目は全国平均を上回ったものです。小学5年生では主に握力、上体起こし、長座体前屈の記録が全国平均を上回る結果となりました。中学2年生では、長座体前屈、50m走、ハンドボール投げの記録が男女とも全国平均を上回る結果となりました。一方で、20mシャトルランや立ち幅跳びの記録はここ数年、全国平均を下回る傾向が見られます。運動する児童生徒と運動しない児童生徒が二極化する中で、引き続き生活の中での運動機会の確保や自ら運動しようと思う児童生徒の育成に努める必要があります。

続いて、4ページは、児童生徒の質問紙調査の結果となります。「運動が好き」「体育/保健体育の授業が楽しい」と回答した児童生徒の値が全国平均と比較するとやや下回る結果となりました。体育の授業の内容をより充実させることで、運動好きな児童生徒の育成につなげる必要があります。授業の中で「できないことができるようになったきっかけ」として「友達に教えてもらった」と回答した児童生徒の比率が高くなっています。協働的な学びを通して、運動に対して前向きに取り組めるようになると考えられます。また、「自分で工夫した」「自分の動きを動画で見た」と回答した割合が多く、自分で課題と向き合い、学習に取り組んでいることがわかります。

一方で、テレビやゲーム機、スマートフォンなどの画面を見る視聴時間は、小中学校ともに年々増加する傾向にあり、全国平均を大きく上回っています。

5ページは、学校質問紙調査の結果を記載しました。体育の授業については「学習したことをふり返る活動」をいつも取り入れていると回答した学校が小中学校ともに全国平均を大幅に上回っています。他の項目とあわせ、児童生徒が自らの学習に見通しを持ち、ふり返りをする事ができていると捉えています。特に中学校では、すべての調査項目で全国平均を上回っており、発達段階に応じた適切な学習指導に取り組んでいると認められます。

I C Tの活用については、すべての学校で「動きを撮影する」ことに利用されています。試合の様子や以前の動きとの比較等に利用することで、合理的・科学的に課題を解決できる補助ツールとして、有効に活用されていることがわかります。

児童生徒質問紙調査と学校質問紙調査の分析から「運動が好き」と回答した児童生徒の割合が多い学校では、休み時間等に用具を貸し出すなど、運動に親しむ機会の確保に努めています。体育以外の時間にも児童生徒が運動の楽しさを感じるきっかけ作りを行うことが「一週間の総運動時間」の増大につながっていくと考えています。

最後に、5ページ目 下の部分 7の市教育委員会の取組につきましては、次の3点を進めてまいります。

1点目、運動・スポーツに関わろうとする態度や健康で安全な生活を自ら営むための知識及び生活習慣を育むことを教育指導の重点の1つにします。

2点目、今後も体力・運動能力向上指導員や著名なアスリートを小中学校へ派遣し、児童生徒の体力・運動能力や運動に対する関心・意欲を高める取組を推進していきます。

3点目、体力向上プロジェクト会議の開催など、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けた情報提供に努めます。以上の3点について主に取り組んでいきます。報告は以上です。

(質疑・意見等なし)

---

## 8 教育長閉会宣言

令和5年4月27日

教 育 長

署名委員（益田委員）

署名委員（井上委員）